

## 製造販売後調査等変更契約覚書ひな形（YC 書式 322） 新旧対照表

現行	改正案				
受託者 公立大学法人 横浜市立大学（以下「甲」という。） と委託者 との間で西暦 年 月 日付で締結した製 造販売後調査等契約書（以下「原契約書」という。）について、次のとおり製造販売後調査等変更契約覚書（以下「本覚書」）を締結する。なお、本覚書の定めにない事項 については、原契約書のとおりとする。	受託者 公立大学法人 横浜市立大学（以下「甲」という。）と委託者 (以下「乙」という。)との間で西暦 年 月 日付で締結した製造販売後調査等契約書（以下「原契約書」という。）について、次のとおり製造販売後調査等変更契約覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。なお、本覚書の定めにない事項については、原契約書のとおりとする。				
(変更事項) 第1条	(変更事項) 第1条 原契約書を以下の通り変更する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">変更前</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">第●条第●項</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">第●条第●項</td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	第●条第●項	第●条第●項
変更前	変更後				
第●条第●項	第●条第●項				
新設	(削除事項) 第2条 原契約書における以下の条項を削除する。（必要に応じて「また、それ以降の条項を繰り上げる。」を追記すること）。 【削除条項】				
新設	(追加事項) 第3条 原契約書に以下の条項を追加する。（必要に応じて「また、それ以降の条項を繰り下げる。」を追記すること） 【追加条項】				
新設	(研究経費) 第4条 本覚書締結により生じる経費の額は以下の通りとする。（本条が不要な場合は、記載を削除して第5条を繰り上げること） (1) (2) 2 乙は、原契約第8条第2項の規定に係わらず、前項の経費に消費税を加算の上、本覚書締結時に甲の発行する請求書に基づき、記載の期限までに甲に納付しなければならない。				

新設	(有効期間) 第5条 本覚書の適用期間は、本覚書締結日から効力を発揮し、原契約の終了日に終了する。(第2条～第4条が不要な場合は、適宜第5条を繰り上げること)
	以上